

# 「スタートアップ活用まちづくり支援事業マッチング伴走支援等委託業務」 仕様書

## 1 業務名

スタートアップ活用まちづくり支援事業マッチング伴走支援等委託業務

## 2 業務目的

あいちビジョン 2030 では、地域特性に応じたスマートなまちづくりを掲げており、様々な分野における技術・サービスの全国・世界に先駆けた社会実装に向け、スタートアップや地域と連携し、その開発・実証実験の展開等を支援していくこととしている。

県内市町村が抱えるまちづくりに関する様々な地域課題を解決するため、県内市町村とICT等の先進技術やサービスを持つスタートアップ等とのマッチング、実証実験に向けた事業計画の策定及び実証実験の実施を支援する。

## 3 業務期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

## 4 業務内容

各業務の詳細な実施時期や方法等は、受託後、県と協議の上決定すること。

### (1) ガバメントピッチイベントの実施

県内市町村から地域課題やニーズについてプレゼンテーションを行い、スタートアップ等が聴講するイベント（以下「ガバメントピッチイベント」という。）を開催するとともに、スタートアップ等から課題解決策の提案を募集し、当該市町村と最適な提案を行ったスタートアップ等をマッチングするため、以下の①～④を実施すること。

#### ① 登壇市町村向け説明会の開催

ア ガバメントピッチイベントにおいて、登壇を希望する市町村（以下「登壇市町村」という。）を対象に、ガバメントピッチイベントの進め方やスケジュール等に関する説明会を1回開催すること。なお、登壇市町村は、県が県内市町村に対して事前に募集することとし、8市町村程度を想定している。

イ 開催時期は、ガバメントピッチイベントの概ね2か月前を目途に開催すること。

ウ 開催方法は、WEB 会議システムを使用したオンライン形式によること。

エ 説明会の当日に参加できなかった登壇市町村が視聴できるよう、説明会を録画・編集し、県が指定するファイル形式で提出すること。

オ 説明会開催後、必要に応じ、登壇市町村の相談に応じること。

#### ② 登壇市町村の地域課題の整理及び深掘り等の支援

ア 登壇市町村の現状や抱えている問題をヒアリングし、本質的な課題を整理及び深

掘りすることにより、ガバメントピッチイベント開催の概ね1か月前までを目途に目指すべき姿を明確にすること。

イ ガバメントピッチイベントに向けた資料の作成やブラッシュアップのための支援を行うこと。

ウ 登壇市町村と受託者の初回の打合せの設定に当たっては県が協力する。

エ 打合せは、原則として登壇市町村、県、受託者の3者が参加可能な日程で調整すること。

オ 打合せは、対面形式またはWEB会議システムを使用したオンライン形式により実施し、議事録を作成のうえ、実施後3営業日以内に県へ提出すること。

### ③ ガバメントピッチイベントの開催

ア ガバメントピッチイベントは、STATION Aiの1階イベントホールにおいて、1回開催すること。

イ 開催時期は、6月下旬から7月中旬までの期間に設定すること。

ウ 開催方法は、対面形式及びオンライン形式のハイブリッド形式によること。

エ ガバメントピッチイベントの対象とする課題の件数は、登壇市町村及び県と協議の上、決定すること。

オ ガバメントピッチイベントの開催に当たっては、当日の運営の他、開催の周知、参加者の募集・受付、会場及び必要な附属備品の手配（使用料の支払を含む）等、開催に必要となる一切の手配を受託者が行うこと。

カ 多くのスタートアップ等が聴講するとともに、登壇市町村の地域課題やニーズに対して課題解決策の提案を幅広く募ることができるよう、STATION Aiや自社のネットワークを活用して幅広く周知するなど、創意工夫を図ること。

キ ガバメントピッチイベント当日に登壇市町村が円滑にプレゼンテーションを行うことができるよう、リハーサルの実施や助言等により支援すること。

ク 当日の進行は受託者が行い、登壇市町村と聴講するスタートアップ等の双方向のコミュニケーションが生まれるよう工夫すること。

ケ ガバメントピッチイベントの当日に登壇市町村のプレゼンテーションを聴講できなかったスタートアップ等においても課題解決策の提案ができるよう、当日の様子を県ホームページ上で公開することを予定している。このため、受託者はプレゼンテーションを録画・編集し、県が指定するファイル形式で提出すること。

### ④ スタートアップ等からの課題解決策の提案の募集、受付及び整理

ア ガバメントピッチイベント開催後、スタートアップ等からの課題解決策の提案を募集すること。

イ 提案するスタートアップ等には、少なくとも1者はSTATION Ai会員スタートアップ（提案提出までに会員申込でも可）を含むことを条件とすること。

ウ 提案の募集に当たっては、単なる自社のサービスやソリューションの売り込みではなく、登壇市町村とスタートアップ等が連携・協働して地域課題を解決するための取組を検討し、提案するよう周知徹底すること。

エ 登壇市町村に対してスタートアップ等から提案があった場合、登壇市町村が面談

(登壇市町村と課題解決策の提案を行ったスタートアップ等が行う打合せをいう。以下「面談」という。)の可否を判断するための参考となるよう、登壇市町村とのマッチングの可能性等を見定め、県と協議の上、受託者から登壇市町村に提案を一覧で提供すること。

## (2) マッチング・事業計画策定の支援

### ① 登壇市町村とスタートアップ等とのマッチングに向けた支援

- ア 登壇市町村が希望するスタートアップ等との面談を設定すること。
- イ 面談は、原則として登壇市町村、スタートアップ等、県、受託者の4者が参加可能な日程で調整すること。
- ウ 面談は、対面形式またはWEB会議システムを使用したオンライン形式により実施し、議事録を作成のうえ、実施後3営業日以内に県へ提出すること。
- エ 登壇市町村がスタートアップ等とマッチングできるよう、必要な情報提供や助言等により支援するとともに進捗管理を行うこと。

### ② 実証実験に向けた事業計画策定支援

登壇市町村とスタートアップ等との連携・協働によるまちづくり事業が実現するよう、連携に向けた資金計画を含めた事業計画等の策定支援を行うこと。

## (3) 実証実験実施の支援

- ア 県は、(1)、(2)でマッチングが成立した登壇市町村とスタートアップ等によるコンソーシアムを対象に、事業化に向けた実証実験の募集を行い、選考委員会を開催し、予算の範囲内において支援事業を決定する。(5事業程度を想定)
- イ 支援事業に選定されたコンソーシアム(以下「選定コンソーシアム」という。)と適宜打合せを行うこと。
- ウ 打合せは、原則として選定コンソーシアム、県、受託者の3者が参加可能な日程で調整すること。
- エ 打合せは、対面形式またはWEB会議システムを使用したオンライン形式により実施し、議事録を作成のうえ、実施後3営業日以内に県へ提出すること。
- オ 実証実験実施について、必要な助言等を行うとともに進捗管理を行うこと。

## (4) 成果報告会の開催

- ア 成果報告会は、STATION Aiの1階イベントホールにおいて、1回開催すること。
- イ 開催時期は、令和8年3月中旬から下旬までの期間に設定すること。
- ウ 開催方法は、対面形式及びオンライン形式のハイブリッド形式によること。
- エ オンライン質問フォームを作成し、質疑の募集を行うこと。
- オ 成果報告会の開催に当たっては、当日の運営の他、開催の周知、参加者の募集・受付、会場及び必要な附属備品の手配(使用料の支払を含む)等、開催に必要な一切の手配を受託者が行うこと。
- カ 成果報告会に使用する資料及び成果報告書の作成について、必要な助言等を行うとともに進捗管理を行うこと。
- キ 成果報告会開催後、アンケート調査の実施及び集計・分析結果の報告、次回開催

に向けた改善策の提案を行うこと。

ク 実証事業の成果を県内市町村等へ広く周知するため、成果報告会の様子を県ホームページ上で公開することを予定している。このため、受託者はプレゼンテーションを録画・編集し、県が指定するファイル形式で提出すること。

## (5) 全体進行管理

ア 受託後、業務実施スケジュールを作成し、県の実況を得ること。

イ 県と各業務に係る進捗報告及び打合せを適宜実施すること。県との打合せに当たっては受託者が議事録を作成のうえ、実施後3営業日以内に県へ提出すること。

ウ 受託者が市町村やスタートアップ等に電子メールを送付する際には、県にも送付内容を共有すること。

エ その他、プロジェクトの推進に当たり、市町村とスタートアップ等の連携に資する取組があれば随時提案すること。

## 5 実施スケジュール（予定）

本事業については概ね以下のスケジュールを想定しているが、受託後、速やかに業務実施スケジュールを作成し、県と協議の上、決定すること。

スタートアップを活用したまちづくり支援事業 実施スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4(1)①登壇市町村向け説明会の開催	●											
4(1)②登壇市町村の地域課題の整理及び深掘り等の支援	←————→											
4(1)③ガバメントピッチイベントの開催				●								
4(1)④スタートアップ等からの課題解決策の提案の募集、受付及び整理				←→								
4(2)①登壇市町村とスタートアップ等とのマッチングに向けた支援					←→							
4(2)②実証実験に向けた事業計画策定支援						←→						
4(3)実証実験実施の支援							←————→					
4(4)成果報告会の開催												●

## 6 業務運営体制

### (1) 運営管理責任者、業務担当者の配置

ア 本業務を統括し、業務全体の進捗管理、県との連絡調整等の業務を行う運営管理責任者を1人配置するとともに、各業務を実施する担当者をそれぞれ1人以上配置すること。

イ 運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人物が兼務することも可とするが、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

### (2) 問合せ窓口の設置

本業務に関する問合せ窓口（電話・メールアドレス・チャット（県が利用可能なものに限る））を設置し、対応すること。

## 7 実績報告

### (1) 提出物

事業実施報告書を提出すること。

ア 事業実施報告書には、4 (1) ~ (4) に記載した各業務について、概要を記載するとともに、必要に応じて画像なども掲載すること。

イ 本業務の実施に当たり作成した資料等を添付すること。

### (2) 納品方法

事業実施報告書は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）2部とその内容を記録した電子媒体1部を提出すること。

### (3) 納期

令和8年3月27日（金）

### (4) 納入場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

### (5) その他

ア 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

イ 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

ウ 県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

## 8 再委託

(1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 9 留意事項

(1) 受託者は、法令はもとより、県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務委託を誠実に遂行すること。また、業務に当たっては、積極的な提案を県に対して行うこと。

(2) 受託者は、本業務委託遂行に当たっては、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、委託内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。

(3) 受託者が報告書等作成のために作業する環境及び必要な経費は、受託者が準備するこ

と。ただし、受託者が必要に応じて本県庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り県がこれを準備する。

- (4) 受託者は、「業務実施スケジュール」を作成し、監督員の承諾を受けること。また、適宜、業務の進捗状況等について監督員に報告を行うとともに、監督員その他関係者との十分な打合せを行うこと。
- (5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係資料等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担によるものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の間合せ等に応じるものとする。
- (7) 本契約期間中は、受託者は県の執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）は常時連絡が可能な体制とすること。

## 10 その他

- (1) 本委託業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (2) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (3) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4) 本業務を愛知県と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。